

「もしも」に備えて、安全確認！

ブロック塀の点検をしましょう

問建築課住宅係 ☎ 286-3174
(建築基準に関すること) 広島県西部建設事務所建築課 ☎ 250-8158

6月18日の大阪府北部が震源の地震では、コンクリートブロック塀の倒壊で尊い命が犠牲になるという大きな被害が出ました。

ご自宅のコンクリートブロック塀は安全でしょうか？塀の所有者は、維持管理を行い適切に保つ必要があります。安全性を確保するた

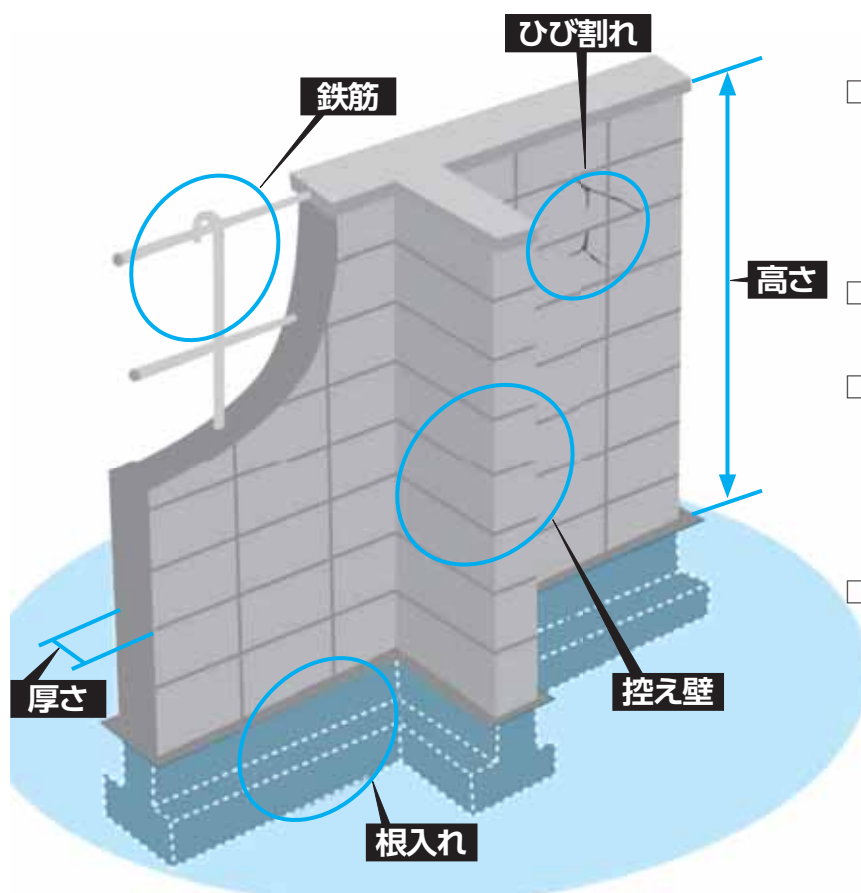
め、ブロック塀の点検をお願いします。なお、ご不明な点がある場合は、建築課住宅係や建築士などの専門家へご相談ください。

以下のチェックポイントを参考に、ブロック塀の安全点検を行っていただくようお願いします。

ブロック塀の点検のチェックポイント

以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。

まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。



出典：パンフレット「地震からわが家を守ろう」
日本建築防災協会 2013. 1 より一部改

- ☐ 1. 塀は高すぎないか
 - ・塀の高さは地盤から 2.2 m 以下か。
 - ☐ 2. 塀の厚さは十分か
 - ・塀の厚さは 10cm 以上か。(塀の高さが 2 m 超 2.2 m 以下の場合は 15cm 以上)
 - ☐ 3. 控え壁はあるか。(塀の高さが 1.2 m 超の場合)
 - ・塀の長さ 3.4 m 以下ごとに、塀の高さの 1/5 以上突出した控え壁があるか。
 - ☐ 4. 基礎があるか
 - ・コンクリートの基礎があるか。
 - ☐ 5. 塀は健全か
 - ・塀に傾き、ひび割れはないか。
- ☎ 専門家に相談しましょう
- ☐ 6. 塀に鉄筋は入っているか
 - ・塀の中に直径 9 mm 以上の鉄筋が、縦横とも 80cm 間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
 - ・基礎の根入れ深さは 30cm 以上か。(塀の高さが 1.2 m 超の場合)

府中町 P R 大使

漫画家 田中 宏さんが就任

問総務課広報統計係 ☎ 286-3127



6月28日、代表作「BAD BOYS」で知られる、漫画家 田中 宏さんが府中町 PR 大使に就任しました。大使就任は4人目、町内在住で、広島を拠点に活動されている人の就任は、初めてとなります。

町としては、特に広島都市圏での町の認知度向上・イメージアップにご協力いただくことを期待しています。

【就任メッセージ】



「自画像イラスト」 ©田中宏

この町で生まれ育ち、子ども2人も育てた町なので、思い出は計り知れません。

府中町は、広島市内中心部へも近く、子育てにも抜群だと感じています。

地元愛激アツですので、町の魅力を出演中のラジオ番組などでバンバン語ります。

たなか・ひろし

漫画家（府中南小学校、緑ヶ丘中学校出身）
1987年、高校在学中に「FOOL」（ヤングキング）でデビュー。
代表作「BAD BOYS」（1988～96年）は、アニメ・実写映画化もされた大ヒット作。現在は「KIPPO」（ヤングキング）を連載中であるとともに、RCCラジオ「週刊 田中宏」にも出演中。



▲「CarpBoyShow鯉(カブボーイショール)」
カ舞吼！（カブ）マークを描いた、カープを愛する田中さんが描いた最初で最後のカープ漫画(2018年夏発売、©田中宏)

8月1日から

介護保険サービス利用者負担を変更

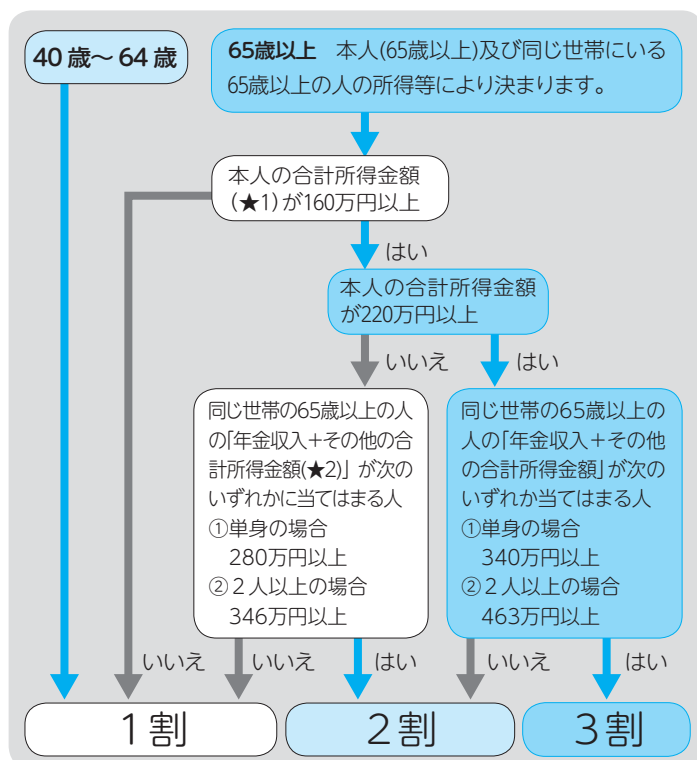
問高齢介護課介護保険係 ☎ 286-3235

高齢化が進み、介護を必要とする人の増加が見込まれています。

今後の介護保険制度を安定して運営していくため、また負担の公平性を確保し負担能力に応じた負担を求める観点から、利用者負担の割合を変更することとなりました。

介護保険サービスの利用者負担は

所得により1割または2割でしたが、8月から65歳以上の第1号被保険者で、一定以上の所得のある人は負担割合が3割となります。なお、介護サービス利用者負担は月額上限があるため、対象者全員の負担が3倍になることはありません。



★1 合計所得金額 総合課税分（年金や給与など）と分離課税分（株式や土地建物等の譲渡所得（長期および短期譲渡所得については、特別控除額を控除した額）など）等の所得の合計額で、扶養控除や医療費控除などの所得控除を引く前の金額です。また、繰越損失がある場合は繰越控除前の金額をいいます。

★2 その他の合計所得 合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した金額をいいます。

ご確認ください

届いていますか？新しい被保険者証・受給者証

問①②③は、保険年金課年金福祉医療係
 ④は、保険年金課国民健康保険係
 ☎286・3154
 ☎286・3236

下表の被保険者証と受給者証を更新し、7月に発送しました。8月1日以降に医療機関で受診する際は、必ず新しい証を窓口に提示してください。

※新しい証が届いていない場合は連絡してください。

納付は、お近くの金融機関（役場2階・南交流センター・ふちゅう情報プラザ）でできます。また、便利な口座振替もご利用ください。

後期高齢者医療保険料納め忘れはありませんか？

70歳以上の高額療養費が変わりました

問 保険年金課国民健康保険係 ☎286・3236
 保険年金課年金福祉医療係 ☎286・3154

【変更点】

- ◆一般の外来（個人ごと）の限度額が、1か月1万8000円になりました。
 - ◆現役並み所得者（3割負担の人）
 - ・区分が3つに分かれました。
 - ・外来も入院も、限度額が同じ金額になります。
- ※入院の予定があるなど、医療費が高額になる場合は、限度額認定証の申請が必要場合があります。ご相談ください。

	所得区分	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯単位ごと)
現役並み所得	Ⅲ課税所得 690万円以上	252,600円+(医療費-842,000)×1% [多数回140,100円]	
	Ⅱ課税所得 380万円以上	167,400円+(医療費-558,100)×1% [多数回93,000円]	
	Ⅰ課税所得 145万円以上	80,100円+(医療費-267,000)×1% [多数回44,400円]	
	一般 課税所得 145万円未満	18,000円 (年間上限 14.4万円)	57,600円 [多数回44,400円]
非課税世帯	Ⅱ低所得者	8,000円	24,600円
	Ⅰ低所得者	8,000円	15,000円

種類	色	留意点
①後期高齢者医療被保険者証	青色	紫色の被保険者証の有効期限は、平成30年7月31日です。(更新申請は不要)
②重度心身障害者医療費受給者証	オレンジ色	更新申請が済んでいる人には発送しています。
③ひとり親家庭等医療費受給者証	青色	申請がまだの人は、至急申請してください。
④国保被保険者証・被保険者証兼高齢受給者証	紫色	紫色の被保険者証などの有効期限は、平成31年7月31日です。 ※ただし、平成31年7月31日までに70歳になる人は、70歳になる月の月末までになっています。平成31年7月31日までに75歳になる人は、75歳になる日の前日までです。

まず、相談してください。

障害のある人と家族のための手当

問 福祉課障害者福祉係 ☎286・3161

特別児童扶養手当

精神・身体に障害があり、日常生活で特別な介護を必要とする在宅障害者や障害児の保護者などに手当を支給します。

- ◆いずれの手当も申請書を提出した日の翌月分から支給となります。
- ◆障害の程度により、認定されない場合があります。
- ◆手当の種類により所得などの要件があります。

◆すでに手当を受給している人は、現況届を提出する必要があります。該当者には8月上旬に書類を送付しますので、手続きをしてください。

特別障害者手当

【対象】 次の①②程度の重度の障害があり、常時特別の介護が必要な20歳以上の在宅の障害者

- ①重度の障害おおむね身体障害者手帳1～2級または内科的疾患、知的障害、重度の精神疾患が重複する人
- ②重度の障害があり、日常生活において①と同程度の介護を必要とする人

【支給額】 月額2万6810円

障害児福祉手当

【対象】 次の①～④程度の重度の障害があり、常時介護が必要な20歳未満の在宅児童

- ①身体障害者手帳 おおむね1～2級
- ②療育手帳 おおむねA
- ③精神障害者保健福祉手帳 おおむね1級
- ④①～③と同程度

【支給額】 月額1万4580円

ひとり親家庭等のための制度

児童扶養手当

☎子育て支援課こども家庭係

☎286-3163

ひとり親家庭等の自立を支援するため、18歳の誕生日以後の最初の3月31日までの児童(中度以上の障害がある場合は20歳未満)を養育しているひとり親家庭の父または母等に支給します。

【対象】

次のいずれかの状況にある児童を養育している、父・母・養育者

- ◆ 父母が離婚した
- ◆ 父または母が死亡もしくは生死不明である
- ◆ 父または母が重度の障害の状況にある
- ◆ 父または母に1年以上遺棄されている
- ◆ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けている
- ◆ 父または母が1年以上拘禁されている
- ◆ 婚姻によらないで生まれ、

父または母から養育されていない

【手当月額】

手当額は所得に応じて次のとおり決定します。受給者または同居の扶養義務者の所得が一定額以上ある場合は、手当の一部または全部が支給されません。

- ① 児童1人 4万2500円
～1万300円
- ② 児童2人目 ①の金額に1万400円～50200円加算
- ③ 児童3人目以降 1人につき①②の合計額に60200円～30100円加算

【現況届の提出】

既に受給資格の認定を受けている人は、現況届の提出が必要です。該当者には7月末に書類を送付していますので、8月中に手続きをしてください。

【児童扶養手当の支給日】

8月10日(金)
(平成30年4～7月分)

ひとり親家庭対象 介護事務講座

☎(一財)広島県ひとり親家庭等福祉連合会

☎227-2370

FAX 227-2371

✉h1ro-kenboren@h.biglobe.ne.jp

【対象】母子家庭の母、父子家庭の父、母(父) 子家庭の児童(20歳未満)、寡婦

【定員】10人

【日程】(全5回・日曜日)

9月30日、10月14日、21日、11月4日、18日

午前9時30分～午後4時30分

【場所】府中公民館

【検定日】11月(未定)

【申し込み期間】

8月20日(月)～9月20日(木)

【受講料】無料(テキスト代3500円、検定料6500円は自己負担)

※申し込み方法など詳しくはお問い合わせください。

その他の主な制度

制度の名称	概要	問い合わせ先
手当 府中町ひとり親家庭等入学祝金	ひとり親家庭等の児童が小学校または中学校に入学する時に、入学祝金を支給。 ※所得制限あり。	子育て支援課こども家庭係 ☎286-3163
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭の人が医療機関にかかったとき、医療費の自己負担分を助成。 ※所得税非課税世帯のみ。	保険年金課年金福祉医療係 ☎286-3154
就学援助	小中学校に通学している児童・生徒の給食費・学用品費等を援助。 ※所得制限あり。	学校教育課 ☎286-3271
助成 上下水道料金の一部助成(減免)	ひとり親家庭等の世帯が居住している住宅の水道料金および下水道使用料の一部を助成(減免)。 ※所得制限あり。	環境課環境衛生係 ☎286-3242
自立支援教育訓練給付金	就職のための教育訓練講座の受講にかかった経費のうち60%を支給。(要事前相談)	子育て支援課こども家庭係 ☎286-3163
高等職業訓練促進給付金	看護師(准看護師)、介護福祉士、保育士等の資格取得のための養成機関で1年以上修業する人に修業期間の生活費(月10万円もしくは7万5000円)を助成。(要事前相談)	
税金 寡婦・寡夫控除	配偶者と死別・離婚した後、再婚していない人で、子と生計が同一のときなどに、控除を受けられる場合あり。	税務課町民税係 ☎286-3143
貸付 母子・父子・寡婦福祉資金	ひとり親家庭等の・寡婦の人への目的に応じた資金の貸し付け制度。(要事前相談)	子育て支援課こども家庭係 ☎286-3163